

(申請が必要な支給対象者向け)

## 支給対象者について

### 支給対象者（以下「申請者」）について

平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれのお子さんを養育している保護者のうち、生計維持者（所得が高い方）の令和3年度（令和2年分）所得が、児童手当の所得制限限度額未満である方（児童手当受給者等）並びにそれに準ずる方（施設設置者等含む）

※令和3年9月分の児童手当（本則給付）を厚岸町から支給され、本給付金の対象となる方には、既にお知らせ文書（申請不要）を発送しています。

※令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（お子さん1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

※《 児童手当の所得制限限度額 》

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。

## 申請が必要な人

### (1) 高校生相当のお子さんのみを養育している方

- 1 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれのお子さんを養育している。
- 2 令和3年9月30日時点で厚岸町に住民票がある。
- 3 令和3年度所得が児童手当の本則給付相当（※1参照）である。

→上記1～3の全てに該当する場合は、「高校生・公務員用」の申請書を使って厚岸町へ申請してください。

※申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。

- 申請者本人名義の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- 対象となるお子さんの住民票が厚岸町にない場合は、お子さんの住民票（戸籍の附票でも可）
- 令和3年1月1日時点で厚岸町に住民票がない申請者及び配偶者は、課税（非課税）証明書の原本。ただし、申請書に申請者及び配偶者のマイナンバー（個人番号）を記入する場合は、課税（非課税）証明書の添付を省略することができます。（R3.12.27 取扱変更）

### (2) 公務員の方

- 1 平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれのお子さんを養育している。
- 2 令和3年9月30日時点で厚岸町に住民票がある。
- 3 令和3年9月分の児童手当を所属庁から支給されている公務員である。
- 4 令和3年度所得が児童手当本則給付相当（※1参照）である。

→上記1～4の全て該当する場合は、「高校生・公務員用」の申請書を使って厚岸町へ申請してください。

※申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。

- 申請者本人名義の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- 対象となるお子さんの住民票が厚岸町にない場合は、お子さんの住民票（戸籍の附票でも可）
- 高校生相当のお子さんのみを養育している方で、令和3年1月1日時点で厚岸町に住民票がない申請者及び配偶者は、課税（非課税）証明書の原本。ただし、申請書に申請者及び配偶者のマイナンバー（個人番号）を記入する場合は、課税（非課税）証明書の添付を省略することができます。（R3.12.27 取扱変更）
- 令和3年9月分の児童手当を所属庁から支給されている場合は、受給していることがわかる支払通知書等（申請書裏面の公務員児童手当受給状況証明欄に所属庁から証明を受ける場合は省略できます）

### (3) 令和3年12月2日以降に生まれたお子さんを養育している方

※令和3年12月1日までに生まれたお子さんを養育している方については、既にお知らせ文書（申請不要）を発送しています（公務員除く）。

※これから（令和4年3月31日まで）生まれるお子さんについては、厚岸町において出生届出する際に本給付金の申請をすることができます。

- 1 令和3年12月2日以降に生まれたお子さんを養育している。
- 2 令和3年9月30日時点で厚岸町に住民票がある。
- 3 令和3年度所得が児童手当の本則給付相当（※1参照）である。

→上記1～3の全てに該当する場合は、「新生児用」の申請書を使って厚岸町へ申請することになります。該当する方は、後日申請書を送付しますので厚岸町保健福祉課子育て施策推進係へご連絡ください。

※申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。

- ・申請者本人名義の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ・対象となるお子さんの住民票が厚岸町にない場合は、お子さんの住民票（戸籍の附票でも可）
- ・令和3年1月1日時点で厚岸町に住民票がない申請者及び配偶者は、課税証明書（非課税証明書）の原本。ただし、申請書に申請者及び配偶者のマイナンバー（個人番号）を記入する場合は、課税（非課税）証明書の添付を省略することができます。（R3.12.27取扱変更）

### 支給額について

---

- 対象のお子さん1人当たり10万円（先行分5万円と併せて一括で現金支給します）

### 支給時期について

---

- 令和4年1月中旬から順次支給する予定です。

### 申請先について

---

- 次のいずれかの窓口で申請できます。
    - ・厚岸町保健福祉総合センターあみか21 保健福祉課子育て施策推進係
    - ・厚岸町役場1階 町民課窓口サービス係
    - ・厚岸町社会福祉センター内 湖南地区出張所
- ※郵送で申請する場合は、厚岸町保健福祉課子育て施策推進係へ送付してください。

## 申請期間について

---

- 令和3年12月24日（金）～令和4年3月31日（木）

## 臨時夜間窓口の開設について

---

- 次の日程で臨時夜間窓口を開設します。
  - 1回目 令和3年12月28日（火） 17時15分～20時00分まで
  - 2回目 令和4年1月6日（木） 17時15分～20時00分まで

## 厚岸町からの問い合わせについて

---

- 申請内容に不明な点があった場合、厚岸町から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
  - もし、不審な電話がかかってきた場合は、厚岸町の窓口または最寄りの警察にご連絡ください。

## その他

---

- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた場合は、支給した本給付金の返還を求めます。
- 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

（問い合わせ先・送付先）  
〒088-1119 厚岸町住の江1丁目2番地  
厚岸町保健福祉総合センターあみか21  
保健福祉課子育て施策推進係  
電話：0153-53-3333